

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

件 名	岡山県耐火物製造業最低賃金
適用する 使用者	岡山県の区域内で耐火物製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が耐火物製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（令和5年7月改定）	
E21	<p>窯業・土石製品製造業</p> <p>E210 管理、補助的経済活動を行う事業所（21 窯業・土石製品製造業）</p> <p>E2100 主として管理事務を行う本社等</p> <p>E2109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>E211 ガラス・同製品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E212 セメント・同製品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E214 陶磁器・同関連製品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E215 耐火物製造業</p> <p>E2151 耐火れんが製造業</p> <p>E2152 不定形耐火物製造業</p> <p>E2159 その他の耐火物製造業</p> <p>E216 炭素・黒鉛製品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E217 研磨材・同製品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E218 骨材・石工品等製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E219 その他の窯業・土石製品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>L7282 純粹持株会社</p>

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注) E210、L7282 の適用範囲は、上記「適用する使用者」欄を参照のこと。